

～被害者と共に考え、共に歩む～

支援センターだより

NPO法人(特定非営利活動法人) 静岡犯罪被害者支援センター

Vol.20
2007.3



支援センター職員であったUさんが残してくれた鉢植えは、手入れもしないので枯れてしまったと思っていました。
それでもと思って、水を遣り土を入れて10ヵ月。
とうとう花を咲かせることができました。
シクラメンだったので。

◇電話相談のお知らせ◇

面接相談・法律相談(予約)

相談電話 054-209-5533

毎週 月曜から金曜 午前10時から午後4時まで

面接相談は、静岡相談室・浜松相談室・沼津相談室を開設しています。

ご相談の受付は、相談電話で予約をしてください。

・もくじ・

犯罪被害者支援講演会 特集

- 1・静岡犯罪被害者支援センター理事長 松井 純
- 2・犯罪被害者週間の制定 副理事長 白井孝一
- 3・基調講演 武るり子
- 5・平成18年度第2回理事会・臨時総会
- 6・お薦めの一冊
- 7・支援センターの運営を支えてくださる皆さま

表紙(写真) シクラメン(事務局にて)撮影・Kuniya.K

平成18年度犯罪被害者支援講演会

NPO法人静岡犯罪被害者支援センター
理事長 松井 純

本日ここに「犯罪被害者支援講演会」を開催したところ、多くの皆様にお集り頂き、誠にありがとうございます。

本日開催の講演会は、昨年12月27日、閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」の中で、国民の理解と配慮・協力を促す施策として、内閣府において、毎年11月25日から12月1日を、「犯罪被害者週間」に設定したことから、そのキャンペーン活動の一環として開催するものであります。

ご案内のとおり、当支援センターは、平成10年5月、民間の任意団体として設立され、その後の三年間の実績を踏まえ、13年7月には法人格を取得し、本年で5年となるわけであります。

この間、警察をはじめ、弁護士会、臨床心理士会、精神科医、報道機関等、被害者と接する機会の多い方々の地道な努力により、現在では被害者支援の必要性や重要性が、県民の間に浸透しつつあると思っております。

こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことは、当支援センターに与えられた重要な使命と考え、より一層の努力が求められていると思っております。

平成16年12月に 犯罪被害者支援活動の基本となる「犯罪被害者等基本法」が成立し、昨年4月に施行されました。

冒頭申し上げましたように、この法律を受け、昨年12月27日には「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、欧米の被害者支援先進国に比べて対策の遅れが指摘されておりました被害者支援活動が、大きく前進する兆しが見えてきたと思っております。

被害者支援をめぐって様々な施策が、国を始め、地方自治体においても取られようとしております。

当支援センターは、電話相談や直接的支援に携わるボランティアの皆さんをはじめ、関係する多くの団体や、個人の皆様方の献身的な働きにより、



その事業活動も充実して参りました。しかし、まだまだ満足すべき状況にはございません。

今後も皆様方のお力添えを得ながら、こうした社会環境に乗り遅れないよう、被害者支援活動に取組んで参りたいと考えております。

平成18年12月1日
静岡県男女共同参画センター あざれあ 於



11月25日～12月1日は
犯 罪 被 害 者 週 間

誰もが犯罪被害者になる可能性があります。
地域一体となって、犯罪防止や犯罪被害者のために何ができるかを考えていきましょう。



犯罪被害者等施策ホームページ  内閣府
URL <http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>

犯罪被害者週間の制定について



日頃、犯罪被害者の方々へのご支援にご協力いただき誠にありがとうございます。

ご承知のように、2004年12月1日に犯罪被害者等基本法が制定され2005年12月に犯罪被害者等基本計画が決定されてから、犯罪被害者への支援は国の制度の一つとして大きく変わろうとしています。

その一つが『犯罪被害者週間』の設定です。毎年11月25日から基本法制定の12月1日までの1週間を犯罪被害者週間とすることになり、今年がその初めての記念すべき週間となります。

日本国民全体が、犯罪で苦しんでいる方々への連帯を示し、新たな被害者を生まないようにするため、教育や文化をはじめ社会生活のあらゆる面で協力していこうという決意を新たにするための週間です。

その最初の記念すべき週間にあたり、私たちの記憶にとどめておきたい人がいます。

故・市瀬朝一さんのことです。今日、犯罪被害者等への補償制度があり、さらには基本法ができたのは、市瀬さんの活動のおかげと言っても過言ではありません。

市瀬さんは、昭和41年5月ひとり息子の清さんを、近くに住む19歳の少年に何の理由もなく刺殺されました。加害者への判決は5年から10年の不定期刑でした。加害者からの賠償はまったくありませんでした。

NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

副理事長 白井孝一

(弁護士・静岡大学法科大学院教授)

犯罪被害者の置かれたあまりにもひどい状態に、愕然とした市瀬さんはそれから一大決心をして、全国の被害者宅を一軒一軒と尋ね歩いて、被害者が結束し立ち上がるうと説いてまわったのです。

そして遂に清さんの一周年忌がすんだ昭和42年6月に「殺人犯罪の撲滅を推進する会」の結成にこぎつけました。

その後も市瀬さんの訪問行脚は何年間も続けられ、昭和49年に犯罪被害者に対する国の補償制度を提唱していた同志社大学の大谷教授との出会いをきっかけに、「被害者補償制度を促進する会」に発展し、その活動が世論と国を動かすことになり、遂に昭和55年「犯罪被害者等給付金支給法」が制定されるに至ったのです。

市瀬さんは、国会で参考人として被害者の悲惨な実情を訴えた後、その法律が成立する直前に、それを見ることなく亡くなられました。

市瀬さんの活動は、木下啓介監督により「息子よ」という映画となって残されております。

今日、基本法制定のきっかけを作った「全国被害者の会（あすの会）」は、市瀬さんの活動を引き継いだもので、当時、市瀬さんと共に活動された被害者や遺族の方々が参加しておられます。

犯罪被害者支援に多大なご貢献をいただいた方々に感謝状を贈らせていただきました



犯罪被害者支援講演会より

基調講演

「命の大切さについて」

武るり子 さま (大阪市在住)

16歳の高校生だった長男の孝和は、1996年11月文化祭にやってきた他校の生徒たちに一方的に因縁をつけられ、一方的な暴行で殺されました。何の落ち度もないのに。

それまで普通に暮らしてきた私たちは、法律のことはよくわかりませんでした。でも、「いくら加害者が少年だといっても、人を殺したのだから大人と同じように裁判が開かれて、5年や10年は刑務所に入るだろう。」と当然のように思っていました。

ところが、刑事責任を問う裁判はおこなわれず私たち親にさえ知らされない非公開の「少年審判」で、息子に直接手を出した一人が少年院送致になつただけでした。

親よりも子どもがなくなる悲しみのなかで、刑事裁判がないと事件の真相が明らかにされないととも知りました。

「一方的な暴行だった」と息子の友達から聞いていたのに、一部の新聞には〈文化祭でのケンカ〉〈ケンカ相手の少年死亡〉と載ったのです。少年達は嘘の供述をしていたのですが、捜査をする警察は「犯人側の言っている話はちがう。今回は武君から話を聞けない。」と言い、処分を決める家庭裁判所は「ここは事実関係をどうこうする所ではない。少年の将来を考える所だ。」と言いました。

加害者が少年の場合、「死人に口なし」をいいことに、死亡事件はうやむやに処理されてきました。そして、加害者や加害者の親は、人の大事な子どもを殺しておいて知らん顔でした。



いつかは謝罪があるだろう、と3年近く待って、それでも誠意ある謝罪がなかったので、私たちは期限ぎりぎりの1999年10月、損害賠償を求める民事裁判を起こしました。

息子の命は何を持っても弁償できませんが、それでもやはり、なぜ息子を殺した少年たちに罪に見合う罰がなかったのか、事件を闇に葬らずに真相を明らかにしたかったのです。少年たちは民事裁判でも真実を語ろうとしましたが、事件から5年が過ぎた2002年3月に「ケンカではなく一方的な暴行だった」という内容の判決が出て、やっと息子の名誉を守ることができました。

でも、裁判がはじまってからずっとひつかかっていることがありました。お金のない私たちがここまで裁判をやってこられたのは、被害者問題に理解のある弁護士さんたちが採算を度外視して、私たちの弁護を引き受けてくれたからです。もし、弁護士さんたちとの出会いがなければ、裁判を起こすことさえできなかつたかもしれません。

感謝の気持ちはいつまでも忘れないつもりですが、感謝する以外に何か私たちにできることはないものか、ずっとひつかかっていたのです。

私たちはこう思います。大事な子どもが殺されても、親の「あだ討ち」が禁じられているのは、国が被害者側に代わって加害者側の罪を裁いて、刑事罰を与えることになっているからです。



被害者支援にご協力をいただいている
SBSアナウンサー 鈴木通代さん



基調講演

「命の大切さについて」 続き

武るり子 さま (大阪市在住)

ところが少年犯罪の場合は刑事罰がなく、その代わりに少年を更生させるための教育が与えられることが多い。

「刑事責任はない」と判断された私たちに残されているのは、損害賠償で民事責任を問うことだけだから、国がやってくれる刑事裁判の代わりに自分たちで民事裁判をやるしかなかったのです。でも、民事裁判には大変なお金がかかるので、裁判をしたくてもできない、という人が多かったのではないかでしょうか。

2001年4月からは少年法が一部改正され、死亡事件の場合は原則として刑事裁判が開かれるようになったはずです。でも実際にはそうはならない事例がまだまだたくさんあります。それでは

「少年に射殺された被害者は運が悪かったと思ってあきらめなさい。」というのと同じことです。

私たちは、被害者に代わって国がやるべき刑事裁判が開かれないときは、民事裁判の費用は国が負担してほしいと思っています。

加害者が少年だということだけでこんな理不尽な目にあうのは法の下の平等に扱われていないからだと思います。

せめて被害者に加害者と同等の権利が与えられるようになるまでは、この基金を有効に利用して民事裁判を起こして、それぞれの事件の真相や責任の所在を明らかにしてほしい。けっしてあきらめたり、泣き寝入りしたりしないでほしい。それが、民事裁判も終わってしまった私たちからの、せめてもの願いです。



【被害のあらまし】

平成8年11月3日、当時高校1年生だった長男・孝和君を文化祭にきた他校の生徒からの暴力によって失う。

事件の真相を知るための手段として、民事裁判の訴訟を起こすとともに、平成9年12月、同じ立場の被害者遺族と「少年犯罪被害者当事者の会」を結成し、政府へ少年法改正を求める要望書を提出するなど、犯罪被害者の現状改善に向けた活動を積極的に展開している。

最近では、少年犯罪の被害者の遺族が思いをつづった手記集「はなしを聞いてください。」を出版している。

また、昨年3月19日、大阪地裁での損害賠償を求めた訴訟で勝訴、4月23日には、少年犯罪被害者の訴訟費用を援助するための「孝和基金」を設立した。

ご来賓のかたがた

静岡県警察本部警務部長 山本有一さま 静岡県生活・文化部主幹 小川 出さま

司法支援センター静岡地方事務所
所長 栗原孝和さま



平成18年度第2回理事会・臨時総会

平成18年度第2回理事会・臨時総会が平成19年2月24日に開催いたしました。
今回、静岡県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」の申請にあたり、主として定款の変更を行いました。

(1) 第1号議案平成18年度事業報告

(2) 第2号議案平成18年度会計収支報告（平成19年1月末日計算の暫定）

	単位・千円	平成17年度	平成18年度	対前年比
収入の部	会費収入	4,871	4,517	92.7%
	募金収入	2,306	7,150	310%
	委託事業	4,814	4,711	97.8%
	助成金	4,700	5,020	106.8%
	合計	16,752	21,398	127.7%
支出の部	事業費	10,701	12,504	116.9%
	管理費	7,329	8,164	111.4%
収支差額		-1,278	729	
次期繰越差額		9,599	10,329	

(3) 第3号議案特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター定款の改正

主な変更点

- （事業） 第5条
- ・被害者等に関する直接的支援に関する事業
 - ・自助グループへの支援に関する事業
 - ・犯罪被害相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
 - ・関係機関、団体等との連携による被害者援助に関する事業
- ※ 事業内容をより明確にしました。

第6条 この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人

- ※ 今まで個人のみとしていました。また会費についての変更は規程に盛り込みました。
※ その他、文言の訂正など。

(4) 第4号議案平成19年度事業計画

(5) 第5号議案平成19年度会計収支予算

(6) 第6号議案平成20年度事業計画

(7) 第7号議案平成20年度会計収支予算

○なお、詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

犯罪被害者支援にご支援いただいた方々

静岡県企業防衛対策協議会さま



旅館ほのかさま



中部心理相談員会さま



お薦めの一冊

支援にかかる皆さまから、お薦めの本を紹介いただきます。
第2回は、事務局図書より紹介をさせていただきました。
一冊が2冊になりましたがお許しください。

○ 小さな命をだきしめて

長嶺ヤス子 著 成星出版

150匹の猫、18匹の犬と暮らす裸足の舞姫。
たくさんの命を通して見てきた世界。
深い味わいと不思議な感動を誘う画＆エッセー集です。

福島県会津に生まれた著者は、3歳からモダンバレエを学び、1960年、単身マドリッドに渡る。
そこでフラメンコのスター、ホセ・ミゲルと運命的な出会いをする。
75年、芸術祭優秀賞と舞踊批評家協会賞を受賞。77年、「サロメ」にてゴーラデンアロー賞を受賞。80年、「道成寺」に挑み芸術祭大賞に輝く。独特の画風を持つ画家としても知られ、毎年銀座プランタンで油絵個展を開催している。

だ
小
さ
な
命
を
だ
き
し
め
て



成星出版



ます、あなた自身でできること。
事故、犯罪、性暴力、虐待、災害などで、心に傷をつけ、
トラウマや外傷後ストレス障害に苦しむ被害者が、
自分で分析して「本来の元気な私」を取り戻すための対処法を知る、
初めての徹底実践マニュアル。

河出書房新社 定価 本体1700円(税込)

○ トラウマを乗り越えるためのセルフヘルプ・ガイド

オロール・サブロー 著 白川美也子 監修

- 日常生活の中で突然起きた出来事にショックをうけ、身の心も傷つけられて立ち直れないでいるすべての人々と、その家族や周囲の人々に。
- 被害者自身が、自分の反応や症状について理解し、今いる環境にうまく合わせて「人生を取り戻す」ための具体的方法を。
- 人に話したりノートにメモをとるなど、冷静に自己分析する簡単な方法、来週の計画を立てたり以前に習慣だったことをするなど、段階を踏んで実践方法を紹介。
- 家族や周囲の人々が被害者に語りかけるときに役立つアドバイスの例。

《賛助会員募集》

支援センターの活動は、皆さまからの賛助会費・寄付によって支えられています。
平成19年度も被害者支援活動が活発に行えますよう、ご協力をお願いいたします。

☆団体・法人 1口 10,000円以上

☆個人 1口 1,000円以上

【振込先】郵便振替 口座番号:00870-7-50944

加入者名 静岡犯罪被害者支援センター

犯罪被害者支援にご支援いただいた方々

静岡県指定自動車教習所協会さま



静岡県質屋組合連合会さま



森警察署さまより募金を





支援センターの運営を支えてくださる皆さんに こころより感謝申し上げます

賛助会費・寄付・募金 平成18年7月1日～平成18年10月31日

赤池培男	有限会社幸祐	沼津遊技場組合
浅賀由幸	コーニングジャパン	榛南地区職場防犯管理協会
熱海市観光協会	後藤 榮	榛南防犯協会
熱海市防犯協議会	小林省吾	株式会社橋本組
熱海商工会議所	株式会社コブレック	浜北ライオンズクラブ
有限会社熱川第一ホテル	笛原 武	浜松市舞阪町自治会連合会
新居警察署	重木孝子	和田濱吉
安全運転協会熱海地区支部	社団法人静岡県警友会	浜松商工会議所
井柳博雄	静岡県飲食業生活衛生同業組合	浜松中央警察署
伊豆長岡ライオンズクラブ	相良支部	浜松東警察署管内防犯協会
伊東警察署	財団法人静岡県交通安全協会	早坂春雄
㈱伊藤園静岡相良工場	静岡市自治会連合会	原木英三
井上建設株式会社	静岡県質屋組合連合会	福地明人
磐田警友会	会長 清水謙一	株式会社富士ホンダ
内山隆司	社団法人静岡県柔道整復師会	代表取締役増田正之
浦田敏子	会長 田辺勝巳	藤枝地区安全運転管理協会
遠藤史郎	静岡県農協暴力防犯対策協議会	富士岳南ライオンズクラブ
遠藤 守	社団法人静岡県防犯協会連合会	富士市町内会連合会
大石貴代美	社団法人静岡県歯科医師会	富士商工会議所
大河原運送株式会社	静岡市遊技業組合	富士信用金庫
大島あき子	静岡中央警友会	富士宮市区長会
大仁警友会	代表 石田 健	会長 田島幹夫
大村裕二	静岡南警察署	富士宮警友会
勝又 章	島田警察署管内防犯協会	富士宮地区防犯協会
川西康之	島田警友会	富士宮芙蓉ライオンズクラブ
川根町町内区長会	島田商工会議所	富士宮中央ライオンズクラブ
区長連絡協議会	島田信用金庫	芙蓉監査法人 中村佳弘
蒲原連合自治会	清水地区安全運転管理協会	旅館ほのか
蒲原警察署	清水区自治会連合会	株式会社前田バレエ学苑
蒲原警友会	下田警察署	牧之原警友会
菊川警友会	准也基金	三島市自治会連合会
来宮神社 宮司 雨宮治興	株式会社白井産業	三島商工会議所
警察官友の会大仁支部	心理相談員会	三島地区安全運転管理協会
警察官友の会掛川支部	杉本光夫	三島遊技場組合
警察官友の会蒲原支部	鈴木幸雄	三井住友建設株式会社
警察官友の会菊川支部	西東石油株式会社	静岡支店
警察官友の会島田支部	綜合警備保障株式会社静岡支社	株式会社村田建設
警察官友の会沼津地区支部	静岡県企業防衛対策協議会	望月威男
警察官友の会牧の原支部	医療法人社団政教会田中医院	望月燃料株式会社
警察官友の会森支部	長泉町区長連絡協議会	森 富士野
交通安全協会磐田地区支部	武士たみ江	森地区安全運転管理協会
交通安全協会島田地区支部	武田 章	焼津市自治会連合会
交通安全協会静岡南地区支部	中部建設株式会社	会長 高橋清一
交通安全協会下田地区支部	寺田愛子	株式会社戸崎新聞店
交通安全協会沼津地区支部	有限会社東京興業	山下いそゑ
交通安全協会浜北地区支部	戸塚建設株式会社	山田 信
交通安全協会浜松中央地区支部	外山 治	山中一成
交通安全協会浜松東地区支部	沼津警察署	吉川胃腸科外科医院
交通安全協会富士宮地区支部	沼津商工会議所	渡邊道子
交通安全協会森地区支部	沼津地区安全運転管理協会	割鞘健太郎
静岡県指定自動車教習所協会	会長加藤正明	

アイウエオ順（敬称は略させていただきました。）

発行 NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

発行責任者 専務理事兼事務局長 松浦照佳

事務局 054-209-5555 FAX 054-209-5556

発行日 平成19年3月

事務局 電話：054-209-5555
FAX：054-209-5556

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp/>

後援

静岡県警察本部
静岡県被害者支援連絡協議会